

長寿医療制度（後期高齢者医療制度） 負担割合が変更となる人に 被保険者証を送付します

長寿医療制度（後期高齢者医療制度）の被保険者証の有効期限は、平成21年7月31日となっております。本年8月から負担割合等が変更となる人については、7月下旬に新しい被保険者証を送付します。

送付のあった人は、8月1日以降、現在お手元にある被保険者証は使用できませんので、市市民課または各支所・出張所へご返却ください。

なお、負担割合等の変更がない人には、被保険者証の送付はしませんので、現在お手元にある被保険者証を引き続き平成21年7月31日まで使用してください。

被保険者の皆さんには、医療機関の窓口で、現在1割または3割（現役並み所得者）の自己負担をお願いしています。この1割または3割の負担割合

等については、『平成18年1月1日から12月31日までの収入や所得』を基に判定しています。

この判定の見直しを、8月1日時点で『平成19年1月1日から12月31日までの収入や所得』を基に行います。

判定基準は、下表のとおりです。表中「課税所得」とは、住民税課税算出の際に用いる額が基となっています。

▼判定基準が改正
主な改正点として、『3割負担（自己負担限度額「一般」適用）』の対象者が変わります。

平成20年7月31日までの『3割負担（自己負担限度額「一般」適用）』の基準は、公的年金等控除の見直し・老年者控除の廃止に伴う経過措置として、平成18年8月から平成20年7月までの2年間のみ対象とするものでした。この基準が、8月以降なくなり

しかし、長寿医療制度（後期高齢者医療制度）施行に伴う判定基準の変更による新たな経過措置として、平成20年8月から平成22年7月までの新たな基準が追加されます。

制度や被保険者証についてご不明な点は、市市民課または岡山県

【平成20年4月1日～平成20年7月31日】	
所得判定対象期間	平成18年1月1日～平成18年12月31日の収入や課税所得
判定基準	① 1割負担 ●同一世帯の70歳以上の人と長寿医療制度被保険者の… ・課税所得が145万円未満の人 ・収入合計額が383万円未満（世帯内に2人以上いる場合なら520万円未満）の人
	② 3割負担（自己負担限度額「一般」適用） ●同一世帯の70歳以上の人と長寿医療制度被保険者の… ・課税所得が145万円以上213万円未満の人 ・収入合計額が383万円以上484万円未満（2人以上いる場合なら520万円以上621万円未満）の人
	③ 3割負担 ①と②の条件に該当しない人

【平成20年8月1日～平成21年7月31日】	
所得判定対象期間	平成19年1月1日～平成19年12月31日の収入や課税所得
判定基準	① 1割負担 ●同一世帯の長寿医療制度被保険者の… ・課税所得が145万円未満の人 ・収入合計額が383万円未満（世帯内に長寿医療制度被保険者が2人以上いる場合なら520万円未満）の人（※）
	② 3割負担（自己負担限度額「一般」適用） ●世帯内の長寿医療制度被保険者が一人であって、 ・課税所得が145万円以上で収入が383万円以上の人で同一世帯内の70歳から74歳の方も含めた収入の合計が520万円未満の人（※）
	③ 3割負担 ①と②の条件に該当しない人

（※）該当する場合は、申請が必要です。

後期高齢者医療広域連合へお問い合わせください。
■問い合わせ先
市市民課
☎0869-22-3958
岡山県後期高齢者医療広域連合
☎086-245-0090

長寿医療制度（後期高齢者医療制度） 限度額適用・標準負担額減額認定の申請 認定証の有効期限は7月31日まで

市市民税非課税世帯の長寿医療制度（後期高齢者医療制度）被保険者は、後期高齢者医療限度額適用・標準負担額減額認定を申請することで、入院時に医療機関で支払う医療費の自己負担限度額や食事代などを減額することができます。

現在、認定証をお持ちの人は、有効期限が平成20年7月31日までとなっております。市市民税非課税世帯（平成19年1月1日から12月31日までの世帯全員の所得が市市民税非課税である世帯）に該当し、引き続き認定証の交付



を希望する場合は、市市民課または、各支所・出張所で再度申請をしてください。

申請の際には、印鑑・後期高齢者医療被保険者証・過去1年間の入院日数の分かるもの（領収書など）をお持ちください。

詳しくは、市市民課または岡山県後期高齢者医療広域連合までお問い合わせ下さい。

■問い合わせ先
市市民課
☎0869-22-3958
岡山県後期高齢者医療広域連合
☎086-245-0090

所得変動に伴う住民税の還付申告

—申告により平成19年度分の住民税が還付されます—

税源移譲による税制改正では、住民税が上がった分は所得税で調整され、税負担の増減が生じないようにしています。

しかし、平成19年中の所得が大きく減少した結果、所得税がかからなくなってしまった場合には、所得税において減額調整ができず個人住民税だけが負担増となってしまいます。

この問題を解消するため、平成18年中と平成19年中の所得変動に伴う負担増が生じる場合、平成19年度分の住民税を、税源移譲前まで減額する措置が設けられます。

この措置は、平成19年中の所得が減少して所得税がかからなくなった場合に適用されるもので、住宅借入金控除の適用などにより所得税がかからなくなった場合は、適用されません。

対象となる人は、例えば、平成19年中に出

産や病気のため長期休職した人、定年退職した人や依願退職した人、自営業で業績悪化のため大幅に所得が減った人などで、平成19年分の所得税が課されなかった人です。

該当になる人は、申告期間中に平成19年1月1日時点でお住まいの市区町村へ申告してください。

申告書の用紙は市税務課、各支所、出張所に用意しています。また、市ホームページからもダウンロードできますのでご利用ください。

▷申告期間 7月1日(火)～31日(木)

▷提出先 平成19年1月1日時点でお住まいの市区町村

■問い合わせ先
市税務課 ☎0869-22-1114